

王寺町まちづくり基本条例

～条例素案の紹介～



令和2年10月



人とまちがきらめく 和のふるさとづくりをめざして

発行：王寺町 政策推進課総合戦略係



まちづくり基本条例とは？

まちづくり基本条例は、町民のみなさんと一緒にまちづくりを進めるための条例で、王寺町が目指すまちづくりの基本的なルールを定めるものです。町民・議会・行政それぞれの役割、町民のみなさんによる参画や協働を進める方法や仕組み、他自治体等との連携・協力の推進などについて定められます。

参画

政策の立案、実施及び評価の各段階に町民が主体的に参加し、行政の活動に広くかかわること。

協働

町民、議会及び行政並びに町民同士がお互いの役割と責任を自覚し、それぞれの自主性を尊重、協力し合いながらまちづくりに取り組むこと。

身近なまちづくり活動のイメージ

自治会活動に
参加する



選挙で町長や議員を

選ぶ



町のワークショップや
審議会に参加する



地域で防災訓練を
開催する



ボランティア・
NPO等の活動に
参加する



広報紙・SNS /
ホームページで
町政情報を知る



あいさつ+1 運動や
クリーンキャンペーンに
参加する



町のアンケートに
回答する





まちづくり基本条例はどうして必要なの？

ライフスタイルや価値観の多様化・地球環境問題の深刻化・大規模災害の発生・世界経済の混迷などにより、生活や社会経済の状況は大きく変化しています。また、行政ニーズが高度化・多様化する一方で、人口減少や高齢化に伴う税収の減少や社会保障費の増大など、国・地方自治体ともに財政状況は厳しさを増しています。

今後、社会の変化に対応し、さまざまな課題を克服していくためには、町民・議会・行政がそれぞれの役割を担いながら協働して取り組んでいく必要があります。このような背景から、王寺町では、まちづくりの担い手の役割分担と「参画と協働のまちづくり」推進のための基本ルール「まちづくり基本条例」の制定に向け取り組んでいます。



王寺町のこれからのまちづくり



王寺町の人々が明るい希望をもって、いきいきと活躍できるまち。

シビックプライドを育むまち

シビックプライドとは？

「都市に対する住民の誇り」という意味で、近年使われるようになってきた言葉です。「郷土愛」と似ていますが、シビックプライドという言葉には、地域への愛着を示すだけでなく、地域を自らの手で、良くしていこうという当事者としての意識が含まれています。

王寺町はシビックプライドを育みながら参画と協働のまちづくりを進めていきます。



まちづくりの基本的なきまりごと

王寺町のこれからのまちづくりにおいて、共通する基本的なきまりごと（基本原則）として5つを定めます。

1

参画と協働

町民はまちづくりや町政に積極的に参画し、行政はそのための環境を整え、支援します。さまざまな担い手が、互いの権利と責務を自覚し、尊重しあって、力を合わせてまちづくりに取り組みます。

2

情報共有

協働のまちづくりでは、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することが大切です。議会や行政から町民への情報提供はもちろん、町民からも積極的な情報提供を行うことにより、共有を図ります。

3

環境との共生

町内にある明神山や大和川などの自然環境や達磨寺などの歴史資産を守り育て、共生していきます。

4

新時代への挑戦

将来にわたって安全・安心かつ高い満足度をもってまちを発展させていくために、時代の変化に対応する新たな取組にチャレンジしていきます。

5

多様性の尊重

一人ひとりの基本的人権が尊重され、町民の多様な属性や文化的背景を尊重します。互いに意見を出し合い、その意見に耳を傾け、思いに寄り添うことを大切にします。





王寺町まちづくり基本条例5つの特徴

町民の意見を直接聞く方法として、住民投票について記載します。住民投票の成立要件や投票権者の範囲等は、住民投票が必要となった時点で別に定めます。

子どもがその成長過程に応じて、まちづくりに参加・参画できる環境づくりに努めていくことを定めます。

総合計画は、町政運営の指針となる町の最上位の計画です。計画策定時だけでなく、評価・検証時も町民の参画を得て行うことを定めます。

1
子どもが
まちづくりに
参画する
権利

2
総合計画の
策定・評価・検証
への町民参画

5
住民投票

4
まちづくり
協議会

3
ごきんじょ
自助・互近助・共助
を意識した
危機管理

町民が、一定のまとまりのある地域を単位として、新しい自治組織である「まちづくり協議会」を設置できることを定めます。その設立や運営、必要な支援等は、行政が、担い手となる団体の声を聞きながら具体化していきます。

行政だけでなく町民一人ひとりが、自助（自分で）、互近助（ご近所同士で）、共助（地域で共に）といった、まとまりでの助け合いができるよう、平時からの関係づくりに努めるよう定めます。



王寺町まちづくり基本条例の内容

王寺町まちづくり基本条例の内容を分かりやすくまとめました。
詳しくは条例素案 & 解説案をご覧ください。

まちづくりの基本的な考え方

前文	王寺町の歴史や特徴を描き、参画と協働を基本としたまちづくりの方向性を定めます。
第1章 総則 第1条 目的及び条例の位置づけ 第2条 用語の定義	この条例の目的を明記し、条例が王寺町のまちづくりにおける最高規範であることを定めます。また、条例内で使用する主な用語について定義します。
第2章 基本原則 第3条 まちづくりの基本原則	まちづくりを進めていくうえで基本となる5つの原則を記載します。

まちづくりの担い手である町民、議会、行政の役割と責務

第3章 町民 第4条 町民の権利及び責務	まちづくりにおける町民の権利と責務について定めます。
第4章 議会 第5条 議会及び議員の責務	まちづくりにおいて、議会や議員が果たす役割と責務について定めます。
第5章 行政 第6条 行政の責務 第7条 町長の責務 第8条 町職員の責務	まちづくりにおいて、執行機関である行政の役割と責務、また、町長、町職員の役割と責務について定めます。

参画と協働で進めるまちづくりの仕組み

第6章 町政運営 第9条 総合計画 第10条 情報の公開及び個人情報保護 第11条 危機管理	総合計画は、策定・評価・検証のいずれの段階も住民参画で行うこと、議会や行政がもつ情報を公開すること、町民自身による危機への対応力強化の必要性とそのための行政の支援などについて定めます。
第7章 参画と協働 第12条 参画と協働の推進 第13条 コミュニティの形成 第14条 まちづくり協議会 第15条 町政への参画機会の充実	王寺町のまちづくりを参画と協働で進めること、町民は多様なコミュニティを作ることができることなどを定めます。新しい自治組織である「まちづくり協議会」や広報・広聴の充実、住民の意見を直接問う住民投票について定めます。
第8章 広域での連携及び協力 第16条 広域での連携及び協力	よりよいまちづくりのため、国や県、他自治体、他地域の住民との連携や協力関係の構築について定めます。

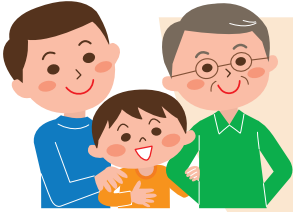
この条例を効果的に活用するために

第9章 条例の検証及び見直し 第17条 条例の検証及び見直し	条例施行後、一定期間ごとに条例を検証し、必要に応じて見直すこと、検証や見直しの際には町民の意見を反映させなければならないことを定めます。
--	--



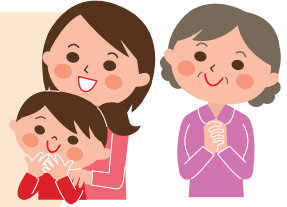
協働のまちづくりの仕組み

まちづくりや地域の公共的課題の解決のために、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を理解するとともに、互いの立場を尊重しながら、連携・協力できる仕組みづくりに取り組んでいきます。



町民

まちづくりの担い手として、主体的に地域の課題解決に努めます。



町民の権利

- ・まちづくりに参加する権利
- ・町政に参画する権利

町民とは？



町民とは、「町内に居住する者、学ぶ者、働く者及び町内で事業を営むなど活動を行うもの」としています。
個人はもちろん、町内の事業所やNPO 法人、ボランティアグループも含まれます。

町民の責務

- ・まちづくりへの積極的な参加
- ・まちづくりの主体として責任ある発言と行動

選挙・町政への参画

わかりやすい情報提供

5つの基本原則

- ・参画と協働
- ・情報の共有
- ・環境との共生
- ・新時代への挑戦
- ・多様性の尊重

コミュニティ活動の支援

選挙・町政への参画

議会

町民の意思が町政に反映されるよう努めます。

議会の責務

- ・議会活動に関する情報の提供
- ・開かれた議会運営
- ・協働のまちづくりの推進

行政

町民の意思を反映したまちづくりを進めます。

行政の責務

- ・広報、広聴の充実
- ・町民参画の機会の拡充
- ・協働の仕組みづくりと支援

町政運営の監視

議案などの提案・説明責任

適切な町政運営



まちづくり協議会とは

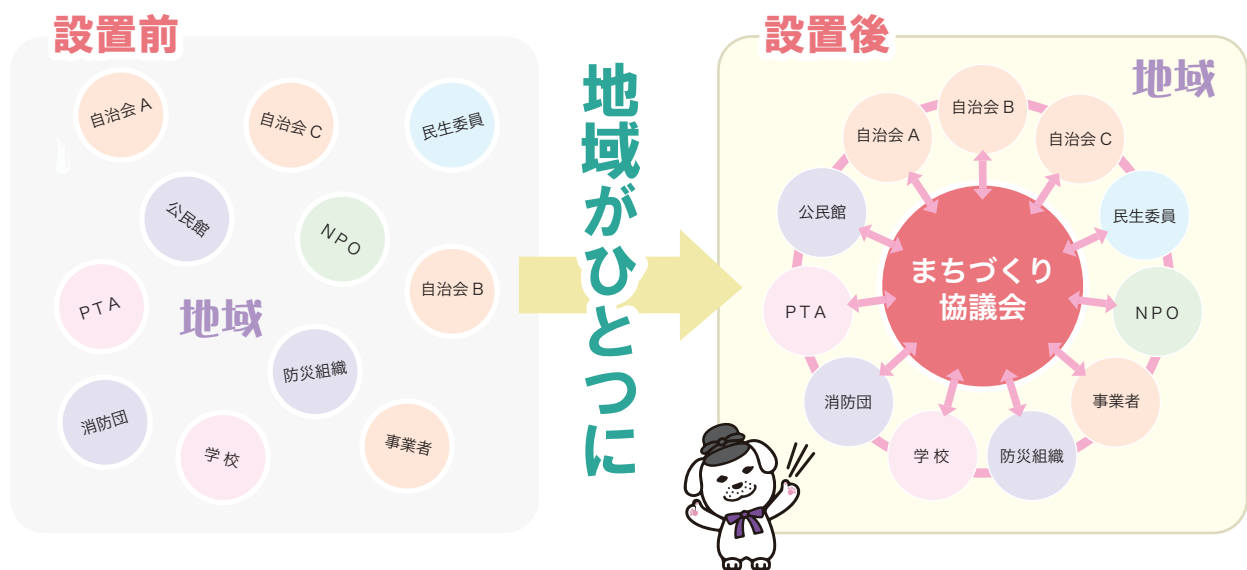
まちづくり協議会は地域自治協議会とも呼ばれ、住みよい地域の実現に向け課題を解決していくための新たな組織です。自治会を中心に地域の住民活動団体やNPO法人、事業者なども含む地域住民によって構成され、一体感を持てる区域ごとの設置が望ましいとされています。

王寺町まちづくり基本条例では、今後王寺町でも「まちづくり協議会」が設立できるように条文化しました。まちづくり協議会のあり方については担い手となる団体の方々などのご意見を聞きながら具体化していきます。

まちづくり協議会のイメージ

まちづくり協議会設立による3つのメリット

- 1● 「地域の課題」を自治会と各種団体との**横の連携とネットワーク化**で解決!
- 2● 団体の高齢化や構成員の減少により担えなくなった事業を、**構成団体で助け合って継続!**
- 3● 誰でも参加できる組織とすることで、**新たな地域の担い手の参画・発掘を促進!**



まちづくり協議会の活動例

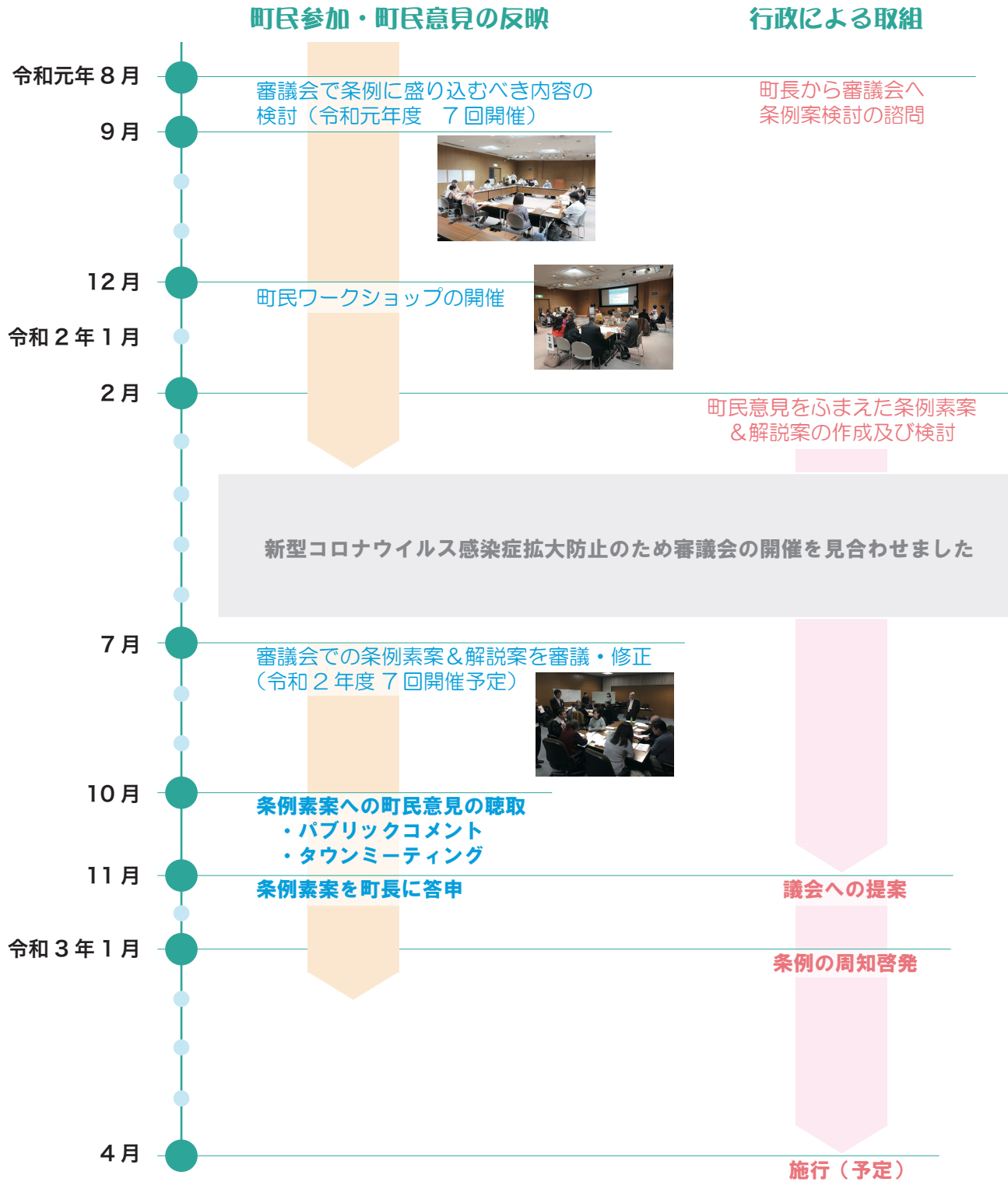
Five circular illustrations show different activities organized by the neighborhood council:

- 防災に関する活動** (Disaster-related activities): Children's supervision (commuting) and blue patrol activities.
- 美化・清掃活動** (Cleaning and beautification activities): A person sweeping with a broom.
- 子育て家庭や一人暮らし高齢者家庭の支援活動** (Support activities for families with children and elderly living alone): A woman reading to a group of children.
- 公民館やコミュニティセンターの運営** (Operation of community centers): A man holding a clipboard in front of a building.
- 地域住民向けの講座や勉強会の実施** (Implementation of lectures and study sessions for residents): A woman presenting to a group.



条例の経過と今後の予定

王寺町まちづくり基本条例は、公募委員を含む 15 人の委員による審議会で検討を行い、参画と協働のまちづくりを実現していくための仕組みを条文化しました。



審議会は、傍聴が可能で議事録も公開しています。
詳しくは王寺町公式サイトをご覧ください。

王寺町まちづくり基本条例

検索

or

